

令和7年度
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号)
の規定に基づく随意契約

ここに発表する内容は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する者との随意契約及び同項第4号の規定に基づく随意契約（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する者との随意契約及び同項第4号の規定に基づく随意契約）について、甲賀市財務規則第128条の2の規定に基づき公表するものです。

この時点で発注が想定されない業務等、概要が未定の業務等については記載しておりません。
このため、この公表以後に内容が変更になる場合、公表以後の状況の変化により発注されない場合、またはここに公表されていない業務が発注される場合があります。

甲 賀 市

令和7度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号)の規程に基づく随意契約の発注見通し及び契約内容一覧

番号	発注の見通し			発注内容等公表			契約締結内容の公表				
	業務名	発注予定期	担当課	契約内容(業務概要)	選定基準	決定の方法	契約の相手方	契約締結日	履行期間	契約金額(税込)	契約の相手方とした理由
1	公共施設管理等業務委託	第1四半期	商工労政課	公共施設の清掃や草刈、剪定等の維持管理業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人甲賀市シルバー人材センター	令和7年4月1日	令和7年4月1日～令和8年3月31日	63,618,398円	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、効果的かつ効率的に業務の履行が可能であるため
2	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(甲賀町)上期(単契)	第1四半期	市民活動推進課	甲賀町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会	令和7年4月1日	令和7年4月1日～令和7年9月30日	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、地域の実情や人間関係に長けた人材を派遣することが可能なため
3	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(信楽町)上期(単契)	第1四半期	市民活動推進課	信楽町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会	令和7年4月1日	令和7年4月1日～令和7年9月30日	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、地域の実情や人間関係に長けた人材を派遣することが可能なため
4	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(土山町)上期(単契)	第1四半期	市民活動推進課	土山町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会	令和7年4月1日	令和7年4月1日～令和7年9月30日	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、地域の実情や人間関係に長けた人材を派遣することが可能なため
5	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(水口町)上期(単契)	第1四半期	市民活動推進課	水口町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会	令和7年4月1日	令和7年4月1日～令和7年9月30日	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、地域の実情や人間関係に長けた人材を派遣することが可能なため
6	給水装置工事完了検査補助業務委託(単契)	第1四半期	上水道課	給水装置工事完了検査補助業務	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会	令和7年4月1日	令和7年4月1日～令和7年9月30日	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、効果的かつ効率的に業務の履行が可能であるため
7	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(甲賀町)下期(単契)	第3四半期	市民活動推進課	甲賀町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会	令和7年10月1日	令和7年10月1日～令和8年3月31日	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、地域の実情や人間関係に長けた人材を派遣することが可能なため
8	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(信楽町)下期(単契)	第3四半期	市民活動推進課	信楽町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会	令和7年10月1日	令和7年10月1日～令和8年3月31日	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、地域の実情や人間関係に長けた人材を派遣することが可能なため
9	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(土山町)下期(単契)	第3四半期	市民活動推進課	土山町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会	令和7年10月1日	令和7年10月1日～令和8年3月31日	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、地域の実情や人間関係に長けた人材を派遣することが可能なため
10	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(水口町)下期(単契)	第3四半期	市民活動推進課	水口町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会	令和7年10月1日	令和7年10月1日～令和8年3月31日	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、地域の実情や人間関係に長けた人材を派遣することが可能なため
11	給水装置工事完了検査補助業務委託(単契)	第3四半期	上水道課	給水装置工事完了検査補助業務	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する者	1者特命随契	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会	令和7年10月1日	令和7年10月1日～令和8年3月31日	単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、当該業務の実績があり、効果的かつ効率的に業務の履行が可能であるため